

令和5年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和5年12月6日）

議事日程（第2号）	11
日程第1 一般質問	13
1. 榎木憲法 議員	13
2. 山本 精 議員	17
3. 山内実貴子 議員	21
4. 今西利行 議員	26
5. 宇佐美 まり 議員	35
6. 馬場 哉 議員	45
7. 原田周一 議員	52
日程第2 議案第72号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）	59
日程第3 議案第73号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて	59

令和5年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月6日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 榎木憲法 議員
2. 山本 精 議員
3. 山内実貴子 議員
4. 今西利行 議員
5. 宇佐美 まり 議員
6. 馬場 哉 議員
7. 原田周一 議員

日程第2 議案第72号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)

日程第3 議案第73号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する
について

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場 哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本 精	議員
	6番	宇佐美 まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君										
副	町	長	山	下	康	之	君									
教	育	長	奥	村	博	已	君									
政	策	監	星	野	欽	也	君									
総	務	担	当	理	事	奥	谷	明	君							
建	設	事	業	担	当	理	事	垣	内	清	文	君				
教	育	次	長	黒	川	剛	君									
総	務	課	長	村	山	和	弘	君								
企	画	財	政	課	長	中	地	智	之	君						
税	住	民	課	長	廣	島	照	美	君							
福	祉	課	長	中	村	浩	二	君								
健	康	対	策	課	長	岡	崎	一	男	君						
子	育	て	支	援	課	長	岩	井	直	子	君					
建	設	環	境	課	長	谷	出	智	君							
上	下	水	道	課	長	下	岡	浩	喜	君						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	長	谷	川	み	ど	り	君
社	会	教	育	課	長	立	原	信	子	君						

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前に、ご報告申し上げます。

本日、田村産業観光課長から欠席の申出があり、これを許可しておりますのでご報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（浅田晃弘） 日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○2番（榎木憲法） おはようございます。

通告に従い、榎木憲法が質問いたします。

町長におかれまして、令和6年度は任期3期目の最後の年となるわけでごさいます、例年とは違った意味合いの年だと、町長自身も心新たな取組を決意されておられるのではと推察いたします。

そこで、質問のまず1件目、令和6年度予算編成について、特に財政についてお聞きいたします。

まず最初に、令和6年度は、令和7年2月に3期目の任期満了を迎えられる町長にとられましては最後の年であり、大事な年であるということを念頭に置いての質問です。

町長は、今までの任期中に、新庁舎の建設や山手線の中の一部、役場から南地区までの開通など、形あるものを実現されてこられました。

しかし、これらのことは、令和4年12月に示された宇治田原町の財政状況によりますと、財源的には町債によるところが大きく、なおかつ今後も宇治田原山手線全線開通や工業団地線などの整備には、町債へ頼らなければならない。

一方で、今後の歳入見通しは増加要因を見込むことが難しく、横ばい状態が続く。加えて、これら大型投資事業に係る町債の償還が5年、10年、15年先まで続くと報告されていきました。

そこで、質問です。

冒頭申し上げました令和6年度は、町長におかれましても節目の大事な年度です。そ

れを踏まえた上、こうした厳しい財政状況下で、令和6年度の課題とそれに対する考え方なりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

それでは、榎木議員のご質問にお答えしたいと思います。

令和6年度の予算編成方針につきましては、去る11月14日に各課に通知するとともに、町ホームページへの掲載を行ったところでございます。

令和6年度は、私の3期目の任期とともに、「第2期地域創生総合戦略」の最終年度を迎えますことから、これまでの成果と課題を踏まえながら、総仕上げを意識した事業の検討を行う必要があると考えておるところでございます。

中でも、私の町長就任以来、一丁目一番地施策として取り組んでまいりました「都市計画道路宇治田原山手線」の整備を中心に、ソフト面では、宇治田原ならではの子育てと学びへの投資を継続・発展させながら、「未来志向のまちづくり」の着実な推進を図ってまいり所存でございます。

加えて、国によるエネルギー・食料品等物価高騰対策への対応をはじめ、自治体DXの推進や防災・減災への取組等、経済情勢や社会構造の変化に目配りしたまちづくりも進めていかなければならないところでございます。

また一方で、本町の財政状況の見通しは、新庁舎の建設等大型投資事業に伴う町債の償還が本格化することから、今後、公債費の割合が年々増加することは避けられず、大変厳しい状況が続く見込みです。

持続可能な財政運営のためには、やはり職員一人一人が現状を認識し、今やっていることを見直す意識を共有しながら、経常経費の削減や事業の取捨選択、そして新たな歳入の確保に取り組み、財政の健全化を図る必要があると考えておるところでございます。

こうした考え方を基本に、住民の皆様のニーズ把握に努め、何を優先して取り組むべきかを適切に判断する中で、各種施策に反映しながら、令和6年度の予算編成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解、またご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 答弁にありました令和6年度の課題として、まず短期的課題として、第2期地域創生総合戦略の最終年度を迎えるに当たり、これまでの成果と課題を踏まえ、

総仕上げを意識した事業の検討を行うとのことでした。

次の第3期地域総合戦略の命題は、恐らく人口減少対策かと思われます。令和6年度においては、しっかり住民の声を聴き、ニーズを把握していただきますようお願いいたします。

また一方で、喫緊の課題として、財政状況が厳しい中、持続可能な財政運営のために職員一人一人が意識を改革し、財政の健全化を図っていく。その予算編成方針を11月14日に各課に発出し、あわせて町のホームページにも掲載したとの答弁がありました。

私もホームページ掲載の内容を読ませていただきました。この方針に基づいた予算編成が令和6年3月の定例会に議案提出されると思います。詳細はまたそのときに審議、審査させていただくこととしまして、本件への質問を終わります。

次に、2件目、ふるさと納税の使い方について、「子どもたちにもっと夢と希望を」という視点で質問をさせていただきます。

と申しますのは、令和5年度歳入予算の第19款にふるさと応援寄附金として2億円計上され、その使途として約1億円強がふるさと納税推進事業費に、また約1,000万円が未来挑戦隊チャレンジャー育成PROJECTとして運用されています。

この未来挑戦隊チャレンジャー育成PROJECTの内容は、町立保育所においては、新たな知育玩具の導入や保育者のスキルアップ研修など、また小中学校においては、民間教育機関との連携による家庭学習の支援やタブレット端末を活用したAIドリルの提供、さらには先端プログラミング教室などなどが実践されており、宇治田原町ならではの取組と大いに注目をしているところです。

また一方で、その成果の可視化においては、保育園児の逆上がり100%など目に見えるものもありますが、ほかのものについてはなかなか見えにくく、可視化といった意味では難しい面があるのではと感じているところです。

なぜなら、小中学校においては、家庭学習の支援やプログラミング教室など座学的、インドア的な内容ゆえなのか、どうしても受動的になりがちで、成果として形あるものになりにくい面があるからではと感じているところです。

成果をアピールして見ていただくことこそが、2億円もの寄附をいただいている方々への本町の責務だと思いますし、さらなる賛同者増へつながっていくのではと思うところです。

その成果の可視化を図っていくに当たり、未来を担う子どもたちのために活用するとしている、ふるさと納税の使い道事業については、成果や効果を実感できる取組にして

いくこと、展開していくことが重要ではないでしょうか。

また、未来挑戦隊チャレンジャー育成PROJECTをはじめ、子どもたちのために、ふるさと納税をもう少し活用いただき、例えばチャレンジャー育成PROJECTの名にふさわしい、子どもたちが能動的、積極的にチャレンジしたくなるような取組が大事だと考える次第です。

子どもたちが夢と希望を持てるような、そしてプロジェクトを通じてチャレンジした経験が遠い将来、同窓会などで「あんなことやったな」「こんなことやったな」「泣いたな」「笑ったな」と語り草になるような、そのようなものにぜひとも取り組んでいただけないでしょうか。このことこそが、チャレンジャー育成PROJECTの目指す子どもたちへのシビックプライドの醸成につながっていくと思うところです。

そこで、これらのことを踏まえた今後のふるさと納税の活用方策、方向性について考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

ご承知のとおり、未来挑戦隊チャレンジャー育成PROJECTは、未来を担う子どもたちの夢を応援する、本町ならではの特色ある事業群として打ち出し、2年前には数本だった取組等を今年度はおよそ20まで拡大し、実施しておるところでございます。

このプロジェクトの庁内各課への新規事業の提案募集に当たっては、特に子どもたちへのソフト投資・シビックプライド・ストーリー性といった視点を捉えた事業の積極的な提案を呼びかけております。

そういったメニューを展開するとともに、発信することが過去の寄附者の思いに応えることになり、今後の新たな寄附者へのアプローチになると考えておるところでございます。

また、「成果の見える化」というお話がございましたが、プロジェクトの成果はもちろんのこと、実施した内容そのものをきちんと発信していくことを大切にしておるところでございます。

本町は、単に寄附額だけを競うのではなく、使い道にこだわる全国でもまれな自治体であります。言わば「使い道の先進自治体」であると自負しておるところでございます。

一方で、こういった事柄は、魅力的な返礼品や変わった返礼品などとは違い、メディアの関心を得にくい取組であります。しかしながら極めて本質的で大切にすべき取組と考えており、地道に発信を続けた結果、ようやく最近になり全国的なメディアやムック

などに記事が掲載されるようになってまいりました。

このプロジェクトは、「宇治田原町に関わる大人から宇治田原町に住む子どもたちへのメッセージ」であるべきと考えております。そして、これからも子どもたちが様々な分野、年代で自らチャレンジする機会づくりを事業という形にしてまいります。

議員がおっしゃる、「泣いて、笑って、思い出に残る」といった視点も大事にしながら、行政だけでない多様な主体が実施する、また企画に関わるといったプロジェクトの次の段階へバージョンアップするような仕掛けも今後検討してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、またご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 今回のこの質問の起点は、10月の中学校体育祭での大縄跳びです。失敗しても仲間を責めることなく、全員笑顔で声を出し合い、何度もチャレンジし、負けても笑顔がはじけ躍動するその姿勢に触発されたからであり、子どもたちが求めているのは、こうした躍動感のあるものだと感じたからにほかなりません。

答弁に、行政だけでない多様な主体が実施する、また企画に関わるといったプロジェクトの次の段階へバージョンアップするような仕掛けも今後検討していきたいとの答弁をいただきました。

今後どのようなものが具現化されていくのか想像もつきませんが、成果の可視化、アピールや住民も主体性を持つことなどにより、住民全員が認識し、よく頑張ったなどと言っただけのような、アウトドア的な取組の検討をしていただきたいと思います。

そうすることが子どもたちに夢と希望を抱かせ、連鎖してさらなる賛同者増、寄附金増へとつながっていくことを願って、質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

続きまして、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○5番（山本 精） 皆さん、おはようございます。

2023年12月議会の一般質問、山本精が行います。

防災対策について質問します。

まず1点目は、防災訓練についてです。

地球温暖化は危険な状況にきています。今年7月27日、グテーレス国連事務総長は国連本部の記者会見で、「7月は既に観測史上最も暑い3週間となっています。7月3日から5日までは史上最も暑い3日間でした。そして、この時期の海水温は過去最高とな

りました。結果は明らかであり、悲劇的です。モンスーンの雨で子どもたちが流されました。山火事が発生し、炎から逃げる一家もいます。灼熱の暑さの中で、倒れる作業員もいました。

北米、アジア、アフリカ、ヨーロッパの広大な地域で残酷な夏となっています。地球全体にとって、この夏は災害です。そして、科学者にとっては、その責任が人間にあることは明白です。こういったことは、これまで予測され、繰り返し警告されてきました。驚くのは、気候変動のスピードです。気候変動は既に起こっています。恐ろしいことです。そして、現在の気候変動はほんの始まりにすぎません。

地球温暖化の時代は終わりました。地球沸騰化の時代が到来しました。もはや空気は呼吸するのに適していません。暑さは耐え難いものです。」ということで、地球温暖化の時代は終わりました。地球沸騰化の時代が到来しましたと警告しました。

地球温暖化による台風の巨大化や記録的な豪雨、特に近年は、停滞した線状降水帯が発生し、過去に記録がない規模、密度の持続的降雨によって災害発生に至るケースが急増しています。また、南海・東南海地震などの自然災害がいつ起こるかも分からない状況です。

そういう中で、避難訓練の重要性は増しています。避難訓練については、風水害の場合と地震の場合とでは避難の仕方が違うと思いますが、いずれにしても、命を守るための第1次避難の訓練が決定的に重要だと考えます。

第1次避難では、自主防災会による防災訓練が重要ですが、防災訓練では、消火器、消火栓の使い方、土のう作りや扱い方、バケツリレーなど災害に対する初期対応が中心に行われています。これらは重要な訓練ではありますが、全国で命に関わる被害が多発している現状を考えると、まずやらなければならない訓練は、やはり命を守るためにどう避難するかということだと考えます。

各自治会では、それぞれの自主防災会で創意工夫した取組が行われていると思いますが、命を守る第1次避難はどのような形、内容で行われていますか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 改めまして、おはようございます。

山本議員の避難訓練につきましての一般質問にご答弁を申し上げます。

各自主防災会で実施されております避難訓練につきましては、町が避難に対する考え方などにつきまして情報提供やサポートをする中で、各自主防災会で、方法に違いはございますが、班ごとに公民館などの一時避難所へのルート確認や複数ルートの選定など

を行い、避難訓練を実施されているところでございます。

また、避難の支援が必要な方への避難訓練につきましては、ご近所の方が付添いし、一時避難所まで避難されるケースや、車椅子介助を行い避難されるケースなど、それぞれの自主防災会が地域の実情に合った訓練を実施していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 要支援者の方にはご近所の方が付添いし一時避難所まで避難されるケースや、車椅子介助を行い避難されるケースなどあるということですが、そのような防災訓練は各自治会の共通認識になっているのですか。実際、自主防災会任せになっているのではないですか。避難誘導や声かけなど、実際に災害が起きたときにしなければならぬことが不十分に思われます。町として、自主防災会の避難訓練への関わりは実際どのようにしてきたのですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

町では、地域自主防災会等連絡協議会におきまして、きめ細やかな取組をされている先進的な避難訓練の事例紹介を行い、具体的な訓練内容を共有してきたところでございます。以降、地域の実情に応じ工夫した避難訓練を取り入れていただいた自主防災会もでございます。

各自主防災会が訓練を実施される際には、ご相談をいただく中で町も一緒になって具体的な訓練内容を検討するなど、今後も引き続き自主防災会と連携・協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 先ほども質問しましたが、災害発生時の避難誘導や安全確認が大変重要です。実際、災害が起きたときに訓練がされているのとされていないのでは、とっさに対応ができません。今後もしっかりと町の指導をしてもらうように求めておきます。

次に、避難行動要支援者についてお聞きします。

高齢者や障がいのある方、乳幼児等は、災害の影響を受けやすく、また、自力避難などが困難な方がおられます。そのため、あらかじめ要支援者についてはしっかりと把握

をし、その対応策を練っておく必要があります。

宇治田原町地域防災計画の災害時における避難行動等に困難が生じる要支援者について、今年6月議会では、個別支援計画の対象者は304名で同意者は206名、うち策定者は49名、未策定者は157名となっていると答えておられましたが、その後の進捗はどうなっていますか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

要介護認定や身体障害者手帳を所有する在宅の方など、町が把握し得る個別支援計画の対象者に、各地区の自主防災会におきまして把握いただきました対象者を合計いたしますと、名簿登録者が286名で、情報提供への同意者が236名、うち策定者は103名となったところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） この夏に支援希望者の再確認活動が各地域で行われましたが、その状況も反映された状況と考えていいのですか。情報提供への同意者が236名、うち策定者が106名とこの半年で倍加していますが、同意者も増え、133名がまだ未策定の状況になっています。個別避難計画の策定は、ある区長に聞いたが、「避難を支援する住民、要支援者の近所の方の選定など、なかなかうまくいっていない。」との声も聞いています。残っている個別避難者の策定はいつまでに進めていくのですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 去る10月27日に開催をいたしました地域自主防災会等連絡協議会におきまして、避難行動要支援者名簿の作成について報告するとともに、意見交換を実施いたしました。

先ほど個別避難計画作成済みの人数を103名とご答弁いたしましたが、そのほかに、個別避難計画を提出いただいているものの、避難支援者欄が空欄となっていることから、作成済みとはならない方も51名いらっしゃる状況でございます。

今後は、こういった方に各自主防災会が協力を申し出ていただいております議員の方々等とも連携し、個別避難計画の作成、完成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 実際、要支援者そのものも、増減も日々変わっています。早急に取り組を強め、実際の災害に対応できるよう、自主防災会との連絡を密にし、町サイドでも指導することを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

続きまして、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○1番（山内実貴子） 改めまして、おはようございます。

山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

1件目は、まちづくり、イベント情報の発信についてお伺いいたします。

情報発信のツールについてでございます。

ご存じのように、11月9日、議会活性化と主権者教育の取組として、中学生議会を開催いたしました。

今回は、授業の一環として事前授業も行っていただき、議会活性化特別委員会委員長、また副委員長、事務局、そして維孝館中学校のご苦勞と教育委員会のご協力もあり、3年生が全員参加となりました。

生徒の皆さんからの質問に、議員一同心して答弁し、また、少しでも議会のことを知ってもらおうと、3階フロアを案内いたしました。

そして、議場では、電子表決を体験してもらうため、仮想議案、宇治田原町の町名を「ハート♡宇治田原町」にすることについてを用意し、提案理由の説明の後、いざ採決へ。賛成少数で見事に否決となりました。

反対意見としては、「今まで続いてきた町名を変えたくない。」「自分の町名を言うとき恥ずかしい。」などありましたが、生徒たちが宇治田原町という自分たちの町と名前にとっても愛着を持っていると感じました。

庁舎横の中央公園の開園の話をする、と、「ぜひ行きたい。」との声が多く上がり、スイーツマップなど町のパンフレットにも興味を持っていました。これからのまちづくりへ関わりを持ち、活躍してくれることを期待している中で、ふだんあまり役場庁舎に来ることがない若い世代、また児童生徒の皆さんにも、もっと様々な町の情報が届くようにしていかなければならないのではないかと思います。

町の情報として、町広報紙「町民の窓」、ホームページに加え、SNSでの情報発信も、「うじたわらいく」などで発信していただいていると認識をしています。

しかし、町内の方が我が町のいいところをもっと知り、宇治田原のここが「いいね」と思ったり発信していただくには、町内の方への情報発信が弱いのではないかと考えま

すが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ご答弁申し上げます。

11月9日に開催されました中学生議会は、維孝館中学校の生徒の皆さんがまちづくりに関心を持つ契機になったと思います。宇治田原町の未来を担う若い世代が町の将来を考え、アイデアを創造し、行動していくことが、持続可能で魅力的なまちづくりにつながるため、そうした世代に町の情報発信をしていくことは大変重要であると考えております。

本町の情報発信ツールといたしましては、ホームページはもちろん、町内向けには生活やイベントに関する情報をお知らせする「町民の窓」、役場だより、各区を通じた回覧などがあり、主に町外向けには、町の観光情報をPRするフェイスブックのほか、移住定住プロモーションを促進するインスタグラム「うじたわらいく」がありますが、SNSは時代とともに進化しており、このほかにもX、ユーチューブ、LINEやTikTokなどもあり、SNSの利用傾向は世代により異なることから、本町の情報発信方法につき研究を進める中で、ターゲットに適した情報発信ツールを用いて、効果的に町の魅力をお届けしてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 今まで本町での情報発信のツールとして利用されてきたホームページや町民の窓以外にも、今や様々な情報発信ツールが社会全体で利活用されています。

こういった発信が本町の魅力発信のツールとして効果的なののでしょうか。それぞれのツールによりターゲット年代が異なっていることから、広く発信し、手応えが見える仕組みづくりをと考えると、年齢層の幅が広がっているインスタグラム「うじたわらいく」での発信も大いに活用していくべきだと考えます。

そこで、まず、強いインパクトを出すため、子どもたちに認知度が高い町長も「町長からの」などのキーワードをつけて、ぜひ職員の知恵や協力を得ながら発信をしていただき、より住民に・ちかい・人になっていただきたいと思います。既読数のカウントなどができれば、目に見えていいのではないかと考えます。

思い切って、まずは町長が宇治田原町の顔としてインスタグラムでのトップセールスをと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） SNSは、町の魅力を伝える有効な情報発信ツールであると認識し

ております。先ほどのご答弁にもありましたように、今後、本町の情報発信方法の研究を進める中で、ターゲットに適した情報発信ツールを用いて、効果的に町の魅力をお届けしてまいりたいと考えておるところでございます。

また一方で、実体験から得る感動などは、SNSなどのデジタルツールではなく、対面でないと伝えられないものもあります。私は、「人と人との対面でのコミュニケーションや絆」を大切にしており、そういった面から、ふるさと宇治田原のまちの魅力を最大限に発信していくことがトップセールスであると思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、デジタルと対面による様々な情報発信によりシナジー効果を生み出せるよう、今後も茶作りの歴史と伝統を核とした、自然豊かで温もりのある「ハートのまち宇治田原」を、町内外を問わず幅広い層へPRできるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） ご答弁いただきましたように、町長が大切にしておられる「対面・対話」でのトップセールスをさらに積み重ねていただき、町として発信する様々なツールがマッチして、より広い情報発信となるよう願っております。

ただ、町長のインスタグラムデビューを心待ちにしている人たちがいるということは、お伝えしておきたいなと思います。

これからも、様々な情報ツールを活用し、町の情報がより多くの人に届き、特にこの町に住んでおられる方々がその情報をキャッチされ、より一層まちづくりへの関心・理解が深まっていきますように期待して、次の質問に移ります。

2件目は、防災訓練についてでございます。

まず、防災公園での訓練についてお伺いいたします。

今年度は、住民グラウンドでの町総合防災訓練が行われ、住民の方も参加される中、土のう作りや水のバケツリレーなどの消火活動、起震車体験など、自主防災会のご協力のもと、積極的に取り組んでおられました。

訓練は、当たり前のことでも継続して行うことが大切と考えます。

11月26日、防災拠点としての機能を備えた宇治田原中央公園がオープンしました。

記念式典に引き続き行われたイベントには、多くの住民の皆さんが足を運ばれ、かわいい子どもたちのダンスや本格的なヴィオラ演奏、そしてマルシェにと、にぎわいとともに、遊具に遊ぶ子どもたちの元気な様子に活気が生まれた1日となりました。

その中でも、防災機能として設置されたマンホールトイレやかまどベンチ、災害時にはテントを張って救護場所となるあずまやなど、災害時に活用できる機能の説明や案内もしていただきました。

来年度以降は、この公園の機能を活用しての訓練も行われるものと期待しております。

他の自治体では、避難所訓練として宿泊訓練や防災機能を活用した訓練も行われています。また、親子を対象とした訓練や、ペットを連れての避難所訓練など、「避難所運営ゲームHUG（ハグ）」で想定されるような事象を基にした訓練も行えるのではないかと思います。

できる限り全ての年代を対象にして、防災公園としての機能を生かした訓練を行ってはとありますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

本町の総合防災訓練につきましては、各自主防災会や消防、警察、自衛隊、災害時相互応援協定締結市町などの関係機関・関係団体のご協力を得ながら2年に1回の開催とし、総合防災訓練と防災講演会を毎年交互に実施することとしております。

このような中、次回の町総合防災訓練につきましては、先月オープンいたしました宇治田原中央公園を会場として実施したいと考えており、その内容につきましても、議員ご提案のとおり、本施設の防災拠点としての機能を最大限に活用しつつ、幅広い参加者に参加、体験いただけるよう、多様な訓練種目を検討してまいり所存でございます。

今後も引き続き自主防災会や関係機関・関係団体と連携を図る中で、訓練内容を協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 宇治田原中央公園は、防災拠点としての機能を持つとともに、住民の皆さんからの「子どもを安心して遊ばせることのできる大きな公園を」という声も届いての設置となったものと認識しております。

そして、さらにこの場所は高台にあり、空気が澄み、空に近い場所として、星空や天体観測には最高の場所ではないでしょうか。夜のライトアップや星空・天体観測会、ステージを使っのナイトショーなど、わくわくするような企画も期待いたします。

今後、住民の皆さんの憩いの場所、そして防災機能を持つ宇治田原中央公園の役割が発揮できるよう、大いに活用していただきたいと思います。

次に、役場庁舎での避難訓練についてお伺いいたします。

訓練は継続して行うべきこと、これは東日本大震災での教訓としても強く感じることであります。避難する人も、またさせる人も同様であり、どんな想定外が起こるか分からない中、訓練を継続して行うことが最も大切なことだと思っております。

そこで、住民の皆さんが日々来庁される役場庁舎でのあらゆる想定訓練を行うべきではないでしょうか。

防災拠点としての機能を持つ中央公園の開園により、その機能との連携も含め、消防計画等に基づき、定期的な役場庁舎での訓練をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 役場庁舎におきましては、これまで消防計画に基づき、地震の際の安全確保行動を身につけるシェイクアウト訓練や、自動火災報知設備等の火災予防上の点検、検査を行ってきたところでございます。

このような中、議員ご質問の大規模地震等を想定した訓練につきましても、役場庁舎の消防計画におきまして、消火訓練、通報訓練、避難訓練等を連携させた総合訓練を来庁者も含めて実施することとしておりますことから、できるだけ早い時期に実施してまいりたいと考えております。

なお、議員ご意見のとおり、災害対策本部機能を担う庁舎と避難場所や救護活動の拠点となる中央公園との連携は非常に重要であることから、庁舎消防計画に基づく訓練はもとより、町総合防災訓練等におきましても取り入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 災害はいつ起こるか分かりません。また、どこで災害に直面するかも分かりません。その意味からも、いろんな訓練を重ねていくことが大切だと思います。

先日行われました銘城台での自主防災会の訓練に参加し、救急車が来るまでの救急救命の方法や応急処置の実践体験、地震時どのように行動するのか、また地震を経験した方などの声等のDVDを視聴し、再度、自助・共助の大切さを学びました。

防災に関心のある議員の方々も多いようですので、私たち議員もできることを自信を持って行えるよう、今後もさらに役場の皆さんや住民の皆さんと共に一緒になって訓練を重ね、いざというときに備えていきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

続きまして、今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○8番（今西利行） 今西利行でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

来年度の予算編成について伺います。

まず、来年度予算編成の基本方針について質問いたします。

来年度、2024年度は西谷町長の任期最後の予算となります。これまで掲げられた重点施策についてどのように総括し、来年度の予算においてどのように実現しようとしてされているのかを伺います。

町長は、これまで人口減少対策と地域創生の実現に向けた取組を着実に推進するため、第5次まちづくり総合計画及び第2期地域創生総合戦略に基づき、4つのまちづくりの目標、「健やかに安心して暮らせるまち」、「便利で快適に過ごせるまち」、「活気あふれる交流のまち」、「子育てと学びを応援するまち」を目指す中で、まちの基盤整備、子育て支援施策等の重点施策を中心に取り組んでこられました。

これらについてきちんと総括をし、最終年度である2024年度に実現していくために、どのように予算を編成していこうとされているのかをまず伺います。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 来年度の予算編成についてご答弁申し上げます。

令和6年度は、第5次まちづくり総合計画に包含いたします第2期地域創生総合戦略の最終年度を迎えます。本年度から2か年をかけまして次期まちづくり総合計画等の策定に着手しておりますが、そのプロセスにおいて、現行計画の振り返りとともに住民意識調査の分析結果等も踏まえながら、重点施策を中心に種々の取組の進捗と課題について総括をしております。

そうした作業と併せまして、来年度の予算編成につきましては、先ほどの榎木議員に対する答弁の繰り返しになりますが、持続可能な行財政運営を第一に、総合計画等に掲げる町の将来像の実現に向け、優先して取り組むべき施策、事業を適切に判断しながら予算化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 重点施策の1つである町の基盤整備に切れ目なく計画的に予算を組んでこられたことを否定するものではありませんが、その結果、公債費が増加し、厳しい財政運営を迫られ、その影響で、子育て支援や福祉の予算が削られたり手当が十分に

されていないことも事実であります。

後でも述べますが、町の基盤整備を進める目的は、そこで暮らす住民の生活をよりよくし、安心して生活が送れるようにすることにあります。従って、町の基盤整備のために子育て支援や福祉の予算が削られるようなことがあってはならないと考えます。

この観点から、具体的に幾つかの点について順次お聞きします。

まず、公共交通について、2点伺います。

まず1点目、運賃の設定についてです。

これまで何度か議会で取り上げてきましたが、もともと無料で運行されてきた経過からすれば、有料にすべきではないと思いますが、法律に基づいて有償にし、国・府から補助金をもらって事業を進めていくことは1つの方法であると考えております。

しかし、運賃の設定を路線バスの運賃を考慮して300円に設定されましたが、やはり住民の中からは、「高い、せめて100円に。」という声を多く聴いております。先日、議会が取り組んだ中学生議会においても、中学生議員から、なぜ無料だったものを有料にしたのかとの質問が寄せられておりました。

ただ、この間、路線バスの乗り継ぎ支援についても議論され、8月の地域公共交通活性化協議会において、路線バス乗り継ぎに係る支援事業案が提示されました。うじたわ^らい^くは^{ーと}バスやうじたわ^らい^くは^{ーと}タクシーを利用し、路線バスへ乗り継いだ場合、大人100円、小人50円の補助をするという内容でございます。

まずは、路線バスへの乗り継ぎ支援を検討されていることについては評価したいと思いますが、そもそも路線バスルートの廃線に伴って、交通空白を埋めるために町営バスを走らせるようになりました。町営バスの運賃を100円程度の安価に設定すれば、路線バスへの乗り継ぎ支援はより充実するし、町営バス及び路線バスの利用促進につながると再三申し上げてきました。便利で快適に過ごせる町という観点からして、来年度以降については、ぜひ安価な設定を考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） まず、路線バスへの乗り継ぎ支援につきましては、現在、運行事業者とも調整を進めるなど、実施に向けて進めているところでございます。

乗り継ぎ支援策は、ハートバスをご利用いただく方々のお出かけ支援、利用促進はもちろんです。全国的に厳しい経営環境にある路線バス利用が課題となっていることもあり、町内を走るハートバスと合わせてご利用いただけるよう実施するとともに、持続・継続を目的としております。

これまで一般質問や常任委員会の中で何度も申し上げており、同じことの繰り返しとなりますが、地域公共交通の運賃設定は、地域公共交通活性化協議会の中で慎重に議論を重ねたものであり、今西議員をはじめ誰もが購入できます1日乗り放題券、それから地域応援定期券など、負担軽減策も設けていることをご理解いただきたいと思います。

日々の移動手段だけではなく、地域の未来を支える公共交通として、今後も利用促進につながるよう考えてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 例えば、和束町でも独自の公共交通としてW a z C a r（ワズカー）が運行されております。デマンドタクシー形式ですが、予約は乗車日の1週間前から乗車時間の30分前まででき、平日は午前7時から午後8時まで、土日、祝日も午前9時から午後8時まで運行されております。

地域の未来を支える公共交通として利用促進につながるようというのであれば、町営バスの運賃をより安く、また土日の運行も含め、より利便性を向上させることこそ重要であると思います。

1日乗り放題券、地域応援定期券、そして今回の路線バスへの乗り継ぎ支援など、利用促進についての努力は評価したいと思います。当初、短いスパンで見直しをしておっしゃっていたことを踏まえれば、より充実するためにも、住民の声を踏まえた検討を強く求めておきます。

次に、高齢により免許返納した方など交通弱者への運賃免除について質問いたします。

本年6月議会において、高齢により免許返納した方など交通弱者については、福祉の観点などからも、地域公共交通活性化協議会において議論を進めているとのことでありました。以前にも指摘しましたが、他の市町においては、運転免許を持たない高齢者など交通弱者に対して、何らかの免除規定を設けているところがございます。いずれの市町も、高齢者や障がい者の方のお出かけ支援、介護予防、フレイル予防、健康増進を目的として取り組まれております。

本町におきましても、健康対策課を中心に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として様々な取組をされております。ぜひとも健やかに安心して暮らせるまちの観点から、交通弱者に対する運賃の無料化を含めた免除についての検討をすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） この件につきましても、何度も申し上げてまいりまし

た。

本町の地域公共交通は、交通空白地を減らし、持続・継続することで住民のお出かけを支援するとともに、効率的な運行と町内外を結ぶ路線バスの維持を目的に進めているものでございます。

福祉の観点では、既に福祉有償運送など各種事業に取り組んでいるところであり、地域公共交通活性化協議会でも検討課題として継続して議論を進めているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 6月議会でも指摘いたしました。福祉有償運送については、そもそも公共交通を利用することが困難な方を対象としていることから、地域公共交通とは別な取組でございます。

高齢により免許を返納した方など交通弱者への運賃免除については、6月議会でも地域公共交通活性化協議会において検討課題として議論を進めているとのことでしたが、この間どのような検討をされたのか、伺います。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） おっしゃられますとおり、6月議会でもお答えいたしました。運賃等についても利用状況を検証するなど、地域公共交通活性化協議会の中で現在でも議論が続けているところでございます。

以上です。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 私は、検討された具体的な内容をお聞きしております。例えば、協議会の中で、他の市町での免除規定や高齢者、障がいのある方などへの様々な施策を紹介していただいたのでしょうか。また、その上で宇治田原町でどうするかを検討していただいたのでしょうか。

障害者手帳をお持ちの方がハートバスを利用したが、なぜ割引がないのかとおっしゃっておられました。ぜひそういった声も紹介していただき、具体的にご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子育て支援の拡充について伺ひます。

この点についても、幾度も議会で取り上げてきましたが、ぜひ来年度予算においては反映していただきたいとの思ひから、再度お尋ねいたします。

町は、子育て支援については最重要課題として位置づけ、総合的に推進してきたとき

れていますが、それでもこの間の人口減少、とりわけ子どもの減少は顕著でございます。今年度上半期の出生数はわずか10名でございました。現実には人口、とりわけ子どもの数が減っていることを直視すれば、京都府・国も重点施策に挙げているように、子育て支援により多く切れ目なく予算を充てることは喫緊の課題であると考えております。

そこで、まず学校給食費の無償化についてです。

この間の新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰などの影響で、多くの保護者が経済的に苦しい状況に追い込まれております。また、貧困と格差の広がりや、子どもたちにも深刻な影響を与えております。保護者が負担する学校給食費は、副教材費など義務教育にかかる様々な費用の中でも最も重い負担となっております。給食費無償化の願いは切実でございます。

さきの議会でも取り上げましたが、公立小中学校で給食費の保護者負担を自治体が全額補助する制度や一部を補助する制度は、子育て支援や移住定住しやすい環境づくりを目的に、全国的に急速に広がっております。

当初、無償化は過疎化対策、人口減少対策としての施策でありましたが、今では人口規模の大きな市町でも進んでおります。憲法26条は、「義務教育は、これを無償とする。」と明記しております。学校では、学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、給食を通じて食育を行われてきました。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食についても、教科書と同様に無償とするのが本来であり、宇治田原町としても来年度から無償化に取り組んではとありますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 学校給食法では、学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費は、「保護者の負担とする」と規定されており、保護者の方々にご負担いただくことを基本として学校給食提供を実施しているところでございます。

教科書と同様に無償化というお話でございますが、教科書無償化は国制度となっており、同様というスタンスであれば、国が責任を持って対応するべきものであるといった発言であると理解いたしました。

保護者負担が基本であります。町では様々な財源を活用しつつ、本年度においては2学期分の給食費無償化に取り組んでおり、今12月定例会におきましても、物価高騰に対する国の臨時交付金等を活用し、3学期分の給食費を無償化する補正予算を追加上程させていただく予定でございます。

しかしながら、現下の厳しい財政状況の中、完全無償化につきましては総合的な判断

が必要であると考えているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 確かに、学校給食法第11条に、学校給食は保護者の負担と明記されております。

しかし、国会では、岸田首相も、学校給食法は自治体判断の全額補助を否定していないと答弁しています。実際、井手町などの近隣市町を含めて、全国で3割以上の自治体が無償化に踏み切っております。

今回、昨年度に引き続き本年度においても国の臨時交付金等を活用して、2学期に続き3学期も無償化に取り組まれたことは、大いに評価したいと思います。

言い換えれば、町としても、学校給食費の無償化は必要だと認識されているということでもあります。もちろん私も教科書の無償化同様、本来は国の制度とすべきであると考えますが、保護者の要望も強いことから、国への要望を強めるとともに、国による無償化が実現するまでは、ぜひとも町独自の施策を講じるべきと考えます。

厳しい財政状況下で完全無償化がすぐにできないのであれば、一部補助から実施することも含めて検討を強く要望しておきます。

次に、高校生の通学バス代補助の拡充について伺います。

高校生通学バス代補助については、何度も申しておりますが、宇治田原町の地理的状況もあり、他の市町にはあまりない独自の施策として実施されてきました。初めは一部補助から始まりましたが、議会からの意見もあり、所得制限はあるものの、全額補助まで拡充され、保護者からは大変助かるという声が多く寄せられてきました。

ところが、令和2年8月から、課税世帯については一律補助が半額になりました。物価高騰が続く中、また賃金が上がらない中での負担増は、多くの保護者から不満の声が上がっております。子育て支援には全く逆行しております。

町長は、厳しい財政状況を理由に、持続可能な補助事業として見直したとしております。しかし、初めに指摘しましたように、厳しい財政状況になったのは、インフラなどの基盤整備に多くの予算をかけたからではございませんか。それをカバーするために、今回のような削減を行い、子育て支援の予算を削るのはいかがなものでしょうか。

子育てと学びを応援するまちの観点から、来年度予算においては全額補助、せめて補助の拡充をすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） これまでも繰り返しご答弁申し上げておりますが、持続可能な

ものとして現在の制度としたところでございます。

現時点におきまして、拡充することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 宇治田原町と同様、鉄道のない和東町においては、高校生のバス代補助が半額から3分の2に拡充されました。和東町も同じく人口減少が進んでいる中では、当然な取組であると思います。

拡充は考えていないとの答弁でありましたが、厳しい財政状況を踏まえ、全額補助まではいかなくとも、課税世帯について補助率を2分の1からせめて3分の2、もしくは4分の3に引き上げるなど、少しでも負担軽減を図るべきと考えます。ぜひとも保護者の声を踏まえた検討を強く求めておきます。

次に、町独自の少人数学級について質問いたします。

町長は常々、「子どもはまちの未来 みんなで育むうじたわらっ子」を基本理念に掲げ、子どもたちはまさにまちの未来、まちの宝であり、子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めることが、そこに暮らす全ての人々の幸福を高めることを信じてやまないとして、この間、様々な施策を実施してこられました。

しかし、初めに指摘しましたように、子どもの数の減少はますます進み、小学校では各学年の複数学級の維持ができなくなってきております。昨年の議会でも指摘いたしましたが、昨年度の本町小学校の3年生については、田原小は19人の2クラス、宇治田原小は35人の1クラスでしたが、今年度は宇治田原小に転入があり、2クラスとなりました。しかし、来年度、仮にですが、転出があれば、また1クラスになることも考えられます。学校現場はもちろんのこと、子どもにとっても、また親にとっても混乱することは免れません。

町教育委員会も、少人数学級はきめ細かな指導を行う上でも有効な指導体制であるとの認識を示されております。国を含め、多くの教育研究者や現場の教師、保護者の方々も認めておられます。

このような中、国は、小学校において2025年度までに全学年でこれまでの1クラス40人学級から35人学級とすることを打ち出しました。また、京都府は以前から府独自に35人学級を認めておられます。今後、国の制度として35人学級が整備されるのですから、京都方式で30人学級にできるよう要望していただきたいし、あわせて府の制度が充実するまで、町独自で教員を配置し、町独自の少人数学級の整備をされたい。そのようにな

れば、30人を超えた場合は2クラスにすることもでき、一人一人に寄り添った手厚い指導ができるようになります。ぜひ30人学級を含めた町独自の少人数学級の検討をすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 現在、教職員が育児休暇や産後休暇、病気休暇で長期不在となるような場合であっても、人材不足のため、京都府教育委員会では非常に苦慮されている状況にあります。

まして町独自に人材を確保することは困難を極めるものであると同時に、雇用条件が府費よりも劣ってしまうことから、人材確保は非常に厳しい状況にあります。

このようなことから、現状どおり京都府の制度に従い、学級編成を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 教員の不足は、教員の働き方の問題等もあり、全国的な課題になっていることは承知しております。教員の働き方の改善を通して教員不足の問題を解消することは、国及び府の責任であると考えます。

しかし、だからといって、先ほど提起した問題を、ただ府の制度に従っていくというのはいかなるもののでしょうか。群馬県など多くの県が30人学級、25人学級など様々に工夫して、独自の少人数学級を実施しております。京都府に対し、30人以下学級を実施するよう強く要望していただきたいと思えます。

仮に、町独自にでも少人数学級が実施されれば、来年度の宇治田原小5年生に転出があった場合でも、2クラスを維持することができます。また、どうしても2クラスにすることが難しい場合、町独自の加配を入れ、例えばですが、主要教科については2クラスに分けて指導するなどの工夫もできます。ぜひとも宇治田原町独自の少人数学級を含めた検討を強く要望しておきます。

次に、学校施設の環境整備について伺います。

先ほどもありましたが、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来たと、国連のグテーレス事務総長が記者会見で警告しました。今年、日本でも熱中症で緊急搬送される人の数が7月だけで3万人を超え、小学校では、体育授業や部活動が中止に追い込まれたり、熱中症疑いで児童生徒が緊急搬送されたケースもございます。

体育館にエアコンがあれば、夏場でも快適に運動ができる環境となります。さらに、学校体育館は、災害発生時などの住民の避難所となります。エアコンのない体育館では、

極寒の冬でも酷暑の夏も避難生活は到底送れません。

八幡市では、既に2校の中学校体育館へのエアコンの設置がされており、残りの小中学校も設置が計画されております。また、宇治市では、空調機器整備に関して年内に方向性を固めたいと市長が表明し、12月補正で具体的な提案がなされました。京田辺市においても、さきの9月議会で今後設置に向けて具体的な検討を進めていきたいとの答弁があったところでございます。

このように、近隣市町では体育館への空調機器設置について前向きの動きが見られます。宇治田原町においても、どれくらいの予算が必要となるのか、補助金、交付税措置などの国からの支援等を含めた財源の確保、ランニングコストなど早急に精査し、来年度予算において設置に向けて検討を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 近隣市町でも体育館への冷房設備導入が検討されている状況は承知しており、議員からのご指摘をいただくまでもなく、多くの方々からもご要望をお伺いしているところでございます。

本町では、小中一体型施設整備の方針を有しており、令和8年度までに改めてスケジュールを提示することを明らかにしているところです。

また、避難所としてというご指摘ではありますが、体育館で過ごすことが困難な場合には、空調設備の整った校舎内の教室を活用することも考えられます。

体育館の冷房設備導入に対しては、このような状況下にあるとともに、多額の経費が必要になってまいります。今年の猛暑等も踏まえ、児童生徒の教育環境の充実が重要であり、現在、特に財源確保について情報収集に努めているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 財源確保について情報収集に努めているとのことですが、空調設置については、ご承知のこととは思いますが、学校施設環境改善交付金の対象として、設置に要する費用の一部に国庫補助が充てられます。補助の割合は、体育館等に新設する場合、補助率が3分の1から2分の1に引き上げられましたが、これは2025年度までとされており。また、該当の建物に断熱性があることが要件ですが、断熱性のない体育館等については、空調設置と併せて断熱性確保のための工事経費についても補助対象となります。

体育館の冷暖房設備導入については、児童生徒の教育環境の充実からも重要であり、

国の補助金を活用するためにも早急に検討し、実現への道筋をつけることが必要と考えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に子育て支援の拡充について、全体を通して、特に財政面から提起しておきたいと思います。

ふるさと応援基金については、先ほどもございましたが、町は「未来を担う子どもに活用する」としています。令和4年度は夢応援プロジェクト、未来挑戦隊チャレンジャーや保育所運営費、小中学校ネットワーク運営費、共同調理場運営費などに合計約1億3,000万円充当されました。学校体育館へのエアコン設置については、小中学校ネットワーク運営費同様、子どもたちへの投資になります。また、町独自の少人数学級の充実も同様に子どもたちへの投資につながります。さらに、給食費や高校生のバス代補助の充実は、子育てにかかる保護者の経済的負担の軽減を通しての子どもたちへの投資につながるものと考えます。

財政が厳しいことは承知していますが、子育て支援については、初めの答弁にございましたが、優先して取り組むべき施策、事業であると考えます。ぜひとも来年度予算編成に当たっては、国・府の補助金やふるさと応援基金なども活用する中で、さらなる拡充を求めまして、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

続きまして、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 通告に従いまして、宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

まず、宇治田原中央公園の方向性についてお尋ねいたします。

本町にとって最重要施策にも掲げられる都市計画道路宇治田原山手線は、今年6月18日、役場から南バイパスまでの区間が供用し、新たな交通軸が確保されました。

このことは、国道307号の慢性的な渋滞の緩和につながり、住民生活の利便性を確実に向上させているところです。今後、（仮称）宇治田原インターチェンジに接続する形でアクセス道路網の整備が進展する中、企業誘致や本町への移住・定住者の増加が期待でき、今後ますます地域の交流や活性化につながるものと確信しており、西谷町長の描かれているまちづくりがまた一つの形になってきたと実感したところです。

そのような中、宇治田原山手線に面し、災害対策の拠点となる防災機能を備えた宇治田原中央公園がこの11月26日にオープンしました。当日は、よく澄んで晴れ渡った晴天となり、11月にしては比較的暖かく過ごせたことから、住民をはじめ数多くの方が訪れ

ました。多くの子どもたちが広々とした芝生広場を笑顔で駆け回る姿は、このハートをイメージした公園をほのぼのとした雰囲気にしてくれました。

また、家族連れが多く、子どもたちが様々な遊具で遊んでいる姿を保護者が優しく見守っておられる様子も見られ、これからこの公園のあるべき姿が十分想像できました。

今回は、開園イベントとしてマルシェ、飲食ブースやヴィオラ演奏に加え、防災施設展示や実演、ウォーキング講座など様々なイベントが催され、どのセクションにおいても大盛況であり、終了時刻の15時まであっという間に過ぎた一日となりました。私自身も十分楽しみながら、本公園設置の意義を十分感じることができました。

また、防災拠点となる中央公園の設備や資材についてはとても有効であり、例えば、災害時に役立つマンホールトイレ、耐震性貯水槽、防災あずまやなど、これら設備の利点を住民に広く周知することはとても有効で、災害時の安心・安全につなげるスキルアップと言えらると思います。

この新たに開園した中央公園は、ハートをモチーフにした大屋根や芝生広場が目を引き、とても開放感のある公園となっていますが、今後も自然味を生かしながら、本町住民に限らず誰もが安らぎと温もりを感じ、日常的に楽しむことができる場となっていくことを切に願っています。

また、あわせて防災活動の拠点となり、町民の安心・安全に資する施設であり続けることに大いに期待をしているところです。

そこで、本公園の今後の利活用など、その方向性についてお尋ねいたします。

まず、防災拠点を活用した啓発活動をどのように推進していくのか、お尋ねいたします。

本町の地域特性は、河川やため池に加え急峻な山林や急傾斜地が多く、山裾や谷あいには民家等が点在するなど、土砂災害や河川が土砂崩れで閉塞しダム化するなど、自然災害が非常に危惧されるという地域です。また、地震や洪水、台風などあらゆる災害に、関して慌てることなく迅速に避難できるよう、安全な避難経路を日頃から知っておくなどもとても大切なことです。

そんな状況の中、住民の安心・安全を確保するため、中央公園に防災倉庫をはじめ、地域の防災拠点として様々な防災機能を持たせた設備をそろえていただいたことに、とても感謝をしております。

そこで、今回の中央公園のオープンセレモニーとしての展示だけではなく、防災設備や資材の扱い方を含め広く住民に啓発していくために、今後どのような計画を立ててお

られるのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 宇佐美議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

去る11月26日に開催いたしました宇治田原中央公園開園イベントにおきまして、本公園に町が整備した防災設備や各種資材等の展示や取扱い説明等を行ったところでございます。

当日は晴天にも恵まれ、多数の来場者でにぎわったところでございますが、その多くが小さなお子さんやその親御さんであったことも影響していると感じますが、特に、防災倉庫やその周辺へ関心を示していただいた方々は、全体数からいたしますと決して多かったとは言えず、説明や展示の仕方等にもう一工夫が必要だったのではないかと反省もしているところでございます。例えば、耐震性貯水槽の水を利用して造水機により飲料水の製造をし、それを来場者に試飲していただくなどの取組も考えられたのではと振り返っているところでございます。

いずれにいたしましても、これらの反省点も踏まえ、今後とも町の総合防災訓練時はもちろん、あらゆる機会を活用しPR等に努めてまいりたいと考えており、特に中央公園を会場とした各種イベント、行事の際には、防災設備や資材についての啓発活動が行えるよう、事業主催者とも協議の上、来場者への啓発活動に努めますとともに、防災公園のみならず、各種の防災情報等につきまして、町広報紙、ホームページ、地域での自主防災会訓練等を通じまして啓発してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 地域の防災拠点として新たにスタートした中央公園に導入された防災設備について、あらゆる機会を通じてPRしていただくことは、町民の安心・安全につながる事なので、とても感銘を受けました。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、この後、防災倉庫の資材の確認や展示を定期的に行うことの必要性和、防災訓練に防災イベントを取り入れ、住民への積極的な参加を促す取組について、それぞれ計2件の質問を考えておりましたが、先ほど行われた山内議員の一般質問の内容と重複しているため、今回は意見として述べさせていただきます。

今回、中央公園に設置された設備は、近年、多くの地域で頻繁に起こっている自然災害に対してとても有効であり、かつ最新の防災設備だと思います。町民の誰もが身につ

けておくべき知識やスキルに該当すると思います。現に、今年度行われた総合防災訓練でも、段ボールベッドの設置や仮設テントは大盛況だったと認識しております。現行の2年サイクルだけでなく、できるだけ早く、本町全地区に広げていただきたいと思います。

最新であるからこそ、早めに広報活動と併せて防災の機材や機器のレクチャー、または貸出しの方法や期間等についても住民に知らせ、実際に体験することが、自身と周りの人々を守る知識、スキルの獲得につながると思います。

それらのことが行われた上で、各地区で行われる自主防災会訓練が、求められる防災訓練へと向上していくものだと考えています。防災訓練は、地域防災力を高める上で大切な訓練ではあるものの、毎回同じような内容の繰返しからマンネリ化しがちで、防災訓練の内容自体に堅いイメージもあります。例えば、土のう作りやバケツリレーもとても大切な訓練ではありますが、同じような内容の繰返しでは、当事者の参加意欲を高めることは難しいと思います。最新の防災科学技術を習得することが、マンネリ化を防ぐと同時に、当事者意識も向上してくるものだと思います。

防災訓練のシナリオについて、各地域でアイデアを出し、自主防災会ごとにイベント的な企画を考えることも可能となります。私自身も防災士として地域に貢献できたらと考えています。ぜひ、できる限り早く本町全地区に最新の防災・減災のノウハウを広げていただきたいと思います。

続きまして、防災拠点となる中央公園を防災教育として有効活用できないか、お尋ねいたします。

防災教育は、学校や地域のみならず様々な機会、場を通じて、「それぞれが暮らす地域の災害、社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力」、「自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力」、「進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力」、「災害からの復興を成し遂げ、安全・安心な社会を構築する能力」といった4つの能力の育成を目的として、生きる力を涵養し、能動的に防災に対応することができる人材を育成するために行われるものとされています。

宇治田原中央公園は先月26日にオープンし、本町の防災拠点として様々な防災機能を持った施設として、住民の安心・安全を担保することが期待されます。学校教育においても、子どもたちの生きる力を育む視点から、ぜひ中央公園の防災施設や設備を活用した、生きる力を育む学校での安全教育を展開して行ってほしいと思いますが、いかがで

しょうか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 学校における防災教育につきましては、現行の学習指導要領で、理科、社会科、保健体育科などで過去の学習指導要領より防災に関する内容が充実しております。

文部科学省の学校における防災教育の狙い3点、「災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようになる。」「災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになる。」「自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。」を、教科横断的な教育課程の視点として充実していきたいと考えております。

中央公園は、防災拠点としてヘリポートや防災倉庫、防災かまどベンチなど様々な防災機能を備えており、これらを活用した教育を推進することにより、防災科学技術等についての知識を深め、実践的な体験を通して能動的に防災に対応することができる人材育成に努めてまいりたいと考えております。

今後も、学校と共通理解を一層深め、防災教育支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 地域の住民にとって、防災・減災に対し能動的に対応することはとても大切なことだと思います。いつ起こっても不思議ではない災害に対し万全の備えをするため、地域住民が参加する防災訓練と、子供たちが学ぶ防災教育、この2つの取組が防災拠点を核として展開できればと考えています。よろしく願いいたします。

次に、中央公園を利用した教育活動を展開できないかについてお尋ねいたします。

宇治田原中央公園は、ハート型の芝生が広がるとも開放感がある公園となっており、誰もがくつろげる施設となっています。今後も多くの住民に日常的に有効利用していただきたいと思いますが、今後、本町の小学校、中学校の教育活動の中に、お散歩コース、写生会、学年・学級レクリエーションなど安らぎを感じることで本町の中央公園を活用した取組やイベントを各種活動等とともに実施することはできないでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 中央公園での教育活動についてお答えをいたします。

各学校からの移動時間等を考慮しますと、日常的に中央公園を教育活動で使用するこ

とは大変難しいところがございます。

しかし、これまで実施しております小学校3年生の役場見学や中学校2年生での職場体験など、町役場に授業の一環で児童生徒が訪れる機会がございます。その際に中央公園を有効活用することで、児童生徒や保護者にもすばらしさを感じてもらえることと思っております。中央公園の魅力が地域や学校に広がるのが、利用機会の増進につながるものと考えております。

また、教育委員会が主催しております、うじたわら学び塾でたこ作り、また、たこ揚げ講座、さらには星空観察会では、ハート型芝生が広がる開放感あふれる中央公園での実施を計画しております。

今後も様々な事業を通しまして、中央公園を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 自然あふれる中央公園の魅力が地域に浸透し、子どもたちが気軽に利用し、心のよりどころになればと思います。計画されている事業も含め、今後も継続していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、中央公園の閑散期、夏季や冬季の利活用についてお尋ねいたします。

宇治田原中央公園は、ハートをモチーフにした大屋根や芝生広場が目を引き、とても開放感のある公園であることから、住民をはじめ多くの方に親しみを持って楽しんでもらえると感じています。

しかし、間もなく冬のシーズンを迎え、屋外の寒さもあって、訪れる人は少なくなっていくと思います。

そこで、公園の閑散期とも言われる夏季や冬季の利活用について、今後どのように計画を立て、展開していくのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 先日の開園イベントでは、多くの子どもたちと保護者の皆様、またご年配の方々など、老若男女大勢の皆様にお越しいただき、秋晴れの空の下で楽しい時間を過ごしていただきました。それが担当としましても、何よりうれしかった光景でございます。

先ほどのご答弁にもございましたように、防災や教育での活用も非常に重要であり、目的は防災公園であっても、日常からご利用いただくことで、いざというとき、「役場の横の中央公園が避難場所になっている」と知っていただけることが重要であると考え

ております。

そのためにも、今後の利用につきましては、ふだん、芝生公園、それから築山で子どもたちが遊んでくれるのはもちろん、お散歩、ウォーキングでの休憩場所としての利用や、健康遊具、インクルーシブ遊具の利用のほかにも、防災訓練や教育関係の行事をはじめ、マルシェや生涯スポーツなどのイベント利用も考えております。

議員ご指摘のように、一般的に公園の閑散期であります夏、冬の利用者数は激減します。これは、冬場は寒さのため、また猛暑となる昨今の夏は日中外出することすら厳しいため、屋外でのイベントは敬遠される傾向にあります。一方、公園利用者の少ないこの閑散期だからこそ、ほかの利用者に気兼ねなく利用できるという利点や、冬、夏ならではのイベントもございます。例えば、冬場であれば、冬季に盛んなマラソンやウォーキング等の有酸素運動やグラウンドゴルフをはじめとする生涯スポーツなどスポーツのイベント、また、夏場であれば、先ほどの答弁にもありましたが、周囲に明かりのない公園だからこそできる夏の星座観測など、夜間や早朝のイベント利用などが考えられます。

今後の利用状況等を踏まえつつ、各種関係課、団体と相談・連携しながら検討してまいりたいと考えておりますので、宇佐美議員も積極的にご協力いただきますようによりしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 中央公園を町民が親しみを持って利用していただくためには、シーズンに捉われずに運用できることも重要です。今回計画していただいているスポーツやイベント、星座観察などは、とても有効な取組だと思います。微力ではありますが、私自身も参加・啓発に努めたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、中央公園の運用ルールについてお尋ねいたします。

オープンした宇治田原中央公園の運用を今後円滑に行うためには、適切な運用ルールが必要になってくると思いますか、皆さんが楽しく利用するためのお願いを、さらに詳しく設定していく必要があると思います。

例えば、公園の貸出しについての全面貸しや半分貸しなどの設定についてはどうするのか。さらに、公共性のあるイベント、例えば町が後援するイベントについては費用の減免は可能なのか。芝生を傷めることがないようなルールづくりや、みんなが互いに公園を楽しく利用するためのルールづくりについてなど、具体的に必要な項目を列挙し、

ルール化していくことこそが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） ご指摘のとおり、老若男女がご利用されることを前提に、我々のほうから、皆さんに楽しくご利用いただくためのお願いを発信しております。今はまだ公園内に設置したサインと、ホームページ上での周知となります。一般的な公共の場でのモラルを理解いただいていることを前提に、事細かな厳しい規制とはしておらず、一定のルールのもと、全ての世代の方が分け隔てなく、なおかつトラブルなくご利用いただきたいと考えております。

基本的には、ボールや道具を使用されるスポーツ等は、他人へのけがのリスクもありますので、原則禁止としております。しかし、そのようなリスクが想定しにくいグラウンドゴルフや親子でのボール遊びなどは問題ないと考えております。曖昧に感じられるかもしれませんが、利用者へのリスクも勘案のうえ、先ほども申しました、皆さんに楽しくご利用いただく、そのためのルールをお願いしたいと考えております。

今後も、ホームページだけでなく、利用状況や利用者のお声をお聞きする中で、サインパネルなどの看板での追加周知も考えております。

また、マルシェやスポーツイベントなどで芝生広場を占用または利用される場合は、宇治田原町都市公園条例に基づいてお手続きいただき、使用料を頂くこととなります。イベント内容にもよりますが、使用面積で金額を算定いたします。ご指摘のとおり、公共性の高いものにつきましては、減免の対象にもなります。

今後どれくらいのご利用があるのか想定の域を出ませんが、基本的には都市公園であり、いつでも誰もがご利用可能ですので、全面貸出しなどの大きなイベントの際は、事前の周知も大事だというふうに考えております。

現在、基本的ルールをベースに、利用状況を見ながらにはなりますが、ふだんから楽しんでご利用いただくとともに、有事の際は防災公園として活用できるよう、ルールについても逐次見直しをし、進化してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 今後、自然環境を適切に維持しながらも、町民を含め多くの方が互いに嫌な思いをせず、公園を楽しく利用するためのルールづくりは、簡単にはいかない面もあるとは思いますが、柔軟な対応も含め、見直しや改良を行いながら進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、山手線全線開通後における宇治田原中央公園の有効活用とその先のビジョンについてお尋ねいたします。

(仮称)宇治田原インターチェンジと併せて山手線が全線開通すれば、(仮称)大津スマートインターチェンジや京滋バイパスの南郷インターチェンジとの接続、さらに鷲峰山トンネルにより交通の利便性は格段に向上します。これら高速道路とのトリプルアクセスは、滋賀県、京都府、大阪府を結ぶ交通の要衝として本町のあらゆる経済活動にプラス面の影響を与えることとなります。

そんな中、宇治田原中央公園の役割もさらに大きく広がっていくことが想像できます。

今ある施設を今後どのように活用し、どのように運用していくのか、将来への展望を持つことがとても重要であると考えます。

例えば、公園周辺を含めたエリアの魅力を向上させるためにも、Park-PFI(パークPFI)を活用し、都市公園において飲食店や売店などの設置を公募し、行く行くは観光・交流・情報発信の拠点となるような公園施設であってほしいと思います。そのような取組を検討できないでしょうか。

また、現時点では、本公園の名称は「宇治田原中央公園」となっていますが、住民が親しみを持って呼べるような愛称募集を企画することはできないでしょうか。

この先、ハートをモチーフにした大屋根や芝生広場が目を引く、とても開放感のあるこの中央公園は、将来、本町のシンボルとなり得ることと思います。その中央公園を、山手線全線開通後にはどのような有効活用されていくのか。その先のビジョンについてお尋ねいたします。

○議長(浅田晃弘) 西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、お答え申し上げます。

宇治田原山手線、宇治木屋線の鷲峰山トンネル、宇治田原山手北線が開通すれば、(仮称)宇治田原インターチェンジ、(仮称)大津スマートインターチェンジ、京滋バイパスの南郷インターチェンジからそれぞれ10分以内となり、高速道路からトリプルアクセスが可能となる本町の交通網は大きく変化をするところでございます。

時間、距離の飛躍的な短縮は、日常生活圏の拡大による利便性向上はもちろん、京都府南部地域の東西軸として滋賀県、京都府、大阪府を結ぶ交通の要衝として、新名神高速道路と直結する宇治田原山手線は、国道307号に代わり本町の背骨となるものと考えておるところでございます。

そのような宇治田原山手線に隣接する中央公園は、インターチェンジからも近く、情

報集積と土日の駐車場の確保が可能な役場と接するなど周辺環境が整っており、道の駅のような施設があれば、重要な観光・交流・情報発信の拠点になるものではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、このような施設は、ノウハウのない行政だけでできるものではないと思いますが、議員のご指摘のあったパーク P F I であれば、民間企業が公園用地を活用し、飲食・物販などを含め道の駅のような施設を公園施設として設置・管理するとともに、その企業が施設の周辺の園路、広場等の整備・改修も行うことができるのであります。このため、企業ニーズがあれば非常に有用な整備手法の一つと考えておるところでございます。

宇治田原山手線先線の全線開通の見通しを見極めつつ、検討を進めることとし、まずは中央公園においてマルシェなどの様々なイベントを開催し、ニーズ等を把握していく中で、にぎわいの拠点づくりを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、公園の愛称についてですが、公園の開園イベントにおいて申しあげましたように、今、国では、こども家庭庁の創設など、子どもが真ん中となる社会の実現に向けた取組を進めておるところでございます。私も町長に就任してから、「子はまちの宝」を掲げておりまして、全ての子どもたちが等しく遊べるよう本公園を設置し、子ども真ん中の公園施設として育んでいきたいと考えておるところでございます。

公園の愛称につきましては、本町の子どもたちにつけていただき、末永く育んでいただきたいと思っておるところでございます。一定の期間、子どもたちに本公園を利用していただく中で、子どもたちのイメージを膨らませていただいた上で、愛称を募集してまいりたいと考えておるところでございます。

今後とも、宇治田原山手線などの道路網の進捗やまちづくりの状況、そして、何よりも住民の皆様へのニーズに応じて、このハートの公園を様々な角度から利活用を推進する中で、町民の皆様にとりまして安心・安らぎ・温もりを感じられるすばらしい交流の場となり、本町のシンボルとなるよう、しっかりと育んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） このハートをイメージした芝生公園は、先月に既にオープンし、住民に親しみを持って利用されると同時に、本町の防災拠点として大きな役割を持っています。

この先、本町の顔、シンボルとしてその機能を果たしていくこととなります。

今回、西谷町長がイメージされているビジョンをお聞きしたことで、とても安心というか、十分納得ができました。宇治田原山手線の全線開通はまだ少し先になるものの、それまでに様々な施設ができ、公園とともに活気のあるものになっているようなイメージを持つことができました。

また、「子はまちの宝」とした方針の下、成長していく次世代を担う子どもたちも、本公園に対しよいイメージを持ったまま大人となり、この先、よき文化として引き継いでいってくれるものと思います。

あわせて、町民の安心・安全を担保する防災拠点として、これからその機能を十分果たしてくれるものと思います。私自身も一議員として、また防災士として尽力してまいりたいと思います。

以上をもちまして、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて、宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。

午後1時15分より会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時15分

○議長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○3番（馬場 哉） では、午後の部の一般質問、よろしく願いをいたします。

3番、馬場哉が通告に従い一般質問を行います。

まずは、来年度の行政組織についてお聞きをしたいと思います。

平成17年度から役場組織はフラットだったものを、西谷町長が就任された以降、平成28年度から、各課間における組織の断続的な連携強化を図るとして部制を導入されました。しかしながら、令和2年度から新庁舎移転に伴う見直しとして、組織を再びフラット化にするとされ、当時の部長を名称変更し、理事職に就かせました。当時の説明で、この措置は、数年後定年を迎える管理職が多いことから、「あくまでフラットな組織への移行期間である」との説明であったと思います。私もそういうふうに認識しているんですけども。

さて、いよいよ数名の管理職が役職定年をされるまで残り3か月となりましたが、来年度からの組織の在り方についてはどう考えておられるのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ご答弁申し上げます。

これまでの本町の理事職の配置の考え方につきましては、組織をフラット化することで、意思決定の迅速化や職員の削減等の行政改革が図れるとの考えのもと、理事職は廃止し、廃止するまでの間は全ての部署に理事職を配置するのではなく、必要な部署へ配置することとしてきたところでございます。

このような中、本町の第7次行政改革大綱実施計画に基づき、行政課題に応じた組織体制の柔軟な見直しを行うため、毎年度、各課に組織体制の検証のためのヒアリングを行っているところでございます。

これまでのヒアリング結果等を踏まえますと、現在、本町を取り巻く急速に進む少子高齢化や、新名神開通へのインパクトを生かしたまちづくりの推進といった複雑化・多様化する行政需要には、組織間の連携・調整役となる理事職等の配置が必要であると感じているところであり、これらの諸問題の解決に向け、組織の垣根を超え、職員全体が一丸となりの的確に取り組むことが何よりも重要であると考えているところでございます。

議員ご質問の理事職を含む数名の管理職が定年延長を迎え、役職定年となる次年度の組織体制につきましては、理事職の適切な配置等、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 今の答弁で、役場組織の柔軟な見直しとはいえ、説明も含めて、この間、二転三転して一貫性がないようです。フラット化の目的は、そもそも職員さん一人一人がまちをよくしたいとの意識の高揚から活性化することであると思います。

重大事件後のコンプライアンス遵守、厳しい財政状況、旧役場跡地の問題、老朽化する文化・体育・福祉施設、企業誘致による経済の活性化、子育て環境の充実など、課題は山積しております。

私は、理事職を配置しつつ現場の声を取り入れ、風通しのよい行政運営を行っていくのが一番だと考えております。ここは、町長が決断すれば良いのではないのでしょうか。お考え、どうですか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 本町では、まちをよくしたいとの強い思いのもと、職員それぞれがどのような組織づくりを行えば住民の皆様のサービス向上に寄与するのか、また、よりよいまちづくりにつなげることができるのか、今後の組織体制に生かすために、組織検

証のヒアリングを行っておるところでございます。

議員ご質問の本町を取り巻く諸課題の解決のためには、これらの取組を通じて、職員の生の声を生かした風通しのよい組織づくりに努めることが何よりも重要であると考えておるところでございます。

そのようなことから、理事職の適切な配置も含めた今後の組織体制につきましては、ヒアリングから得られた職員の生の声の内容を踏まえますと、やはり引き続き理事職を配置するのが望ましい組織体制ではないかと、今、考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 今のでよく分かりました。

それでは、続きまして、2件目の質問にまいりたいと思います。

来年度の予算編成についてです。

この時期は、各課からの予算要求をもとに令和6年度の予算編成を始められる頃やと思います。中長期的には財政は大変厳しいとお聞きしていますので、それはもちろん認識をしています。令和3年度、4年度決算において、2年連続で約5,500万円の黒字決算を打たれました。これは、財政調整基金、家計で言えば貯金なんですけれども、積み増しができていると、そういう結果やと思います。

今回、この機会に、どこがどう苦しいのか、もう一度財政状況を説明していただきたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 財政状況に関しましてご答弁を申し上げます。

実質単年度収支につきましては、ご認識のとおり、直近2か年の決算において黒字化をいたしました。その要因といたしまして、コロナ禍における活動自粛の影響と、この感染症対策のため臨時的に措置されました多額の交付金によるところか大きいと、そのように分析をしております。

財政指標を見ますと、令和元年度に0.64であった財政力指数が令和4年度には0.57となるなど年々悪化傾向にあり、基準財政需要額の伸びに対して基準財政収入額が追いついていない、つまり収支構造の改善によるものではないということを示しております。

また、財政調整基金に目を向けますと、平成24年度に14億3,500万円あった残高が令和2年度末には3億5,700万円まで減少し、令和3年度と令和4年度に少し積み戻したとはいえ、前年度末残高は4億6,800万円であり、収支不足の補填のための備えといた

しましては決して十分な金額とは考えておりません。

加えて、中長期的な財政見通しにおいて、新庁舎建設をはじめとする起債償還が本格化することから、今後は公債費の増加が避けられず、これまで以上に厳しい財政状況になることを見据えますと、ここ2年の決算状況に反して苦しいと言わざるを得ないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 収支不足の補填の備えとしての財政調整基金の減少、議員になって、私、7年ほど前から何回も指摘をしていますが、その都度、今は投資をしているときだから仕方ないと当局側の答弁でございました。つまり、減少するのは織り込み済みであったはずで、そこは私も理解をしています。

しかしながら、コロナ禍による経済の停滞で、投資、新しいまちづくりに対する波及効果が思惑よりも遅れているのが現状ではないでしょうか。

自治体は国と違って、赤字国債を発行して、キャッシュですね、資金を手に入れることができないので、収入の範囲内で事業を実施しなければならない。

住民の皆様からも、「町はお金がないのか、だからできないのか。」とよく聞かれます。私は、その都度大まかな説明をしているところですが、本当は、次期総計をやっている今だから、そういうときやから、機会をつくって財政説明を同時にやったらいいと思うんですけれども、そこはいかがですか。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 新しいまちづくりへの投資というところで、例えば道路事業で言いますと、宇治田原山手線に求める渋滞緩和や災害時のリダンダンシー、そして民間投資の誘発など、そのストック効果はつながってこそ最大化することから、長期的な視点というのが必要でありますものの、一日でも早くその効果を発揮させるために、むしろ現状はその動きを強めているところでございます。

一方で、収入の範囲内で事業を実施するということに関しましては、収支均衡の原則に沿った最も基本的なルールであり、ご見識のとおりと存じます。持続可能な自治体経営のためには、基金や過度の起債に依存しない収支構造への転換が必須であり、危機感を持って聖域なき行財政改革に取り組む必要があると、そのように考えております。

なお、町の予算・決算状況は、毎年度、町広報紙「町民の窓」を通じまして、家計に置き換えるなど、なるだけ平易な表現でお示しをしておりますほか、中長期的な財政見

通しは、財政シミュレーションとして毎年度12月に議会への報告を行った後、町ホームページにおいて各種の財政資料とともに広く公表に努めているところでございます。

議員各位におかれましても、様々な機会、場面で町の財政状況についてご説明をいただきましたら幸いに存じます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 今、幸いですとか、そんな気を遣ってもらわんでも結構なんです。

町の財政状況を理解して住民さんに伝えるのは、議員として当然の仕事やと思っています。

行政改革を、濡れたタオルを絞り切ると出る水も出ない、そんな表現で以前にも議論したように思います。数年前から取組を本格化させて結果もついてきていますが、まだ改革できるところがあるのかと考えたりをしています。

町長自身も、「あれもこれもではなく、あれかこれか」とおっしゃっています。担当課も含め、当局は財政状況の説明はしていると思うけれども、住民の皆様にはなかなか理解が進んでいないように思います。先ほどの答弁の前半で、道路事業はむしろ動きを強めているとのお話がございましたが、この事業だけでなく、住民体育館の施設についても改修等の動きは強めないといけないのではと指摘をしておきます。

それと、もう一点、午前中、榎木議員の質問の中で、ふるさと納税の使い方について、子どもたちに夢のあるものをという質疑がございましたので、それについて、もう一遍私のほうからもお伝えをしておきたいと思います。

過日、議員が主催をいたしました中学生議会の中で、生徒さんから、町はもっと楽しいイベントをしてほしい、そういう声を数名の生徒さんから聞くことがあり、その内容の質問もございました。そのときの議会側の質問の答弁として、中学生に対して、イベント参加者として楽しむだけでなく、今後はぜひイベントの主催者側になっていろいろと企画をしてほしいと、議会側から答弁いたしました。アンケートの結果の中にも、大学生になればそういうイベントの企画もやってみたいとの声がございました。子どもたちの夢をかなえるという使い道の中で、そのようなイベントの事業費を、通常、本町では大体が2分の1が補助率なんですけれども、高校生や大学生が主催するようなイベントには、限度額を設けるものの事業費の100%を出してあげるとか、そういう夢のあるような施策も考えていただいたらどうかなというふうに思います。

以上で、財政のほうの質問を終わらして、3件目、宇治田原町企業立地促進条例についてお聞きをしたいと思います。

先ほどの財政のところでも、中長期的には財政は厳しいと議論をしたところでございますが、今年度も予算措置をしているけれども、宇治田原に進出をされた企業様に対して、最初の1年間分の固定資産税プラス減価償却資産税相当額を宇治田原町企業立地促進条例に基づいて助成する施策効果について議論をさせていただきたいと思っております。

この条例の、まずは目的からお聞きをしたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 宇治田原町企業立地促進条例ですが、京都府の指定を受けたものづくり産業集積促進地域で情報関連産業・自然科学研究所・それから製造業の事業場を設置する企業に対して助成を行うものでございます。

一つは、操業を開始した月までに取得した固定資産総額に課税された固定資産税額の5分の4以内を課税の翌年度に助成する事業場設置助成金と、もう一つが、操業した年度、または翌年度に町内在住者を1年以上継続的に正規雇用することを条件とした雇用創出助成金がございます。これにより企業の立地を促進し、本町経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目的としております。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） この条例は平成23年度に施行されて、期限を迎えるごとに継続してきた条例であると認識をしています。令和7年3月に期限を迎えることになるので、今後どうしていくのがよいのか、ここで議論をしたいと思います。

施行された十数年前に比べれば、新名神高速道路などの本町周辺の道路インフラ整備も、当時に比べれば改善をされ、企業が操業する条件もよくなり、注目されている本町の立地条件でございますので、地価も上昇していると考えます。

この条例があるから、企業が進出をする決め手ではないと思いますが、過年度について、この条例の助成効果等、進出企業の意向などの聞き取りはしているのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） まず、本条例につきましてですが、平成13年に宇治田原町工業団地企業立地促進条例として制定をしております。それから、平成23年にこの工業団地以外の新市街地等でも立地を促進するために、現在の条例の名前に改正をしております。

企業立地促進のための制度として、これまで進めてまいりました。助成対象となる事業場を設置される企業には、本条例の説明をしております。その後、交付金の交付決定をした際には、企業側のほうからは、「1年間でも固定資産税に対する助成をしてもら

えるのは非常に助かる」と、このようなご意見を聞いております。

企業誘致を推進したい本町にとりまして、これら支援策につきましてはセールスポイントになるというふうに考えております。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 今の答弁の中で、企業側の声はしっかりと聞き取りをされているということは理解しました。

では、先ほど京都府の指定を受けたものづくり産業集積促進地域の指定内ということが条件であるとの答弁でございましたが、企業側からも非常に助かる助成であると、そのような声があるならば、企業誘致を促進する観点から、山手線道路周辺も助成する対象にしないと、企業進出の効果が上がらないのではないかと考えます。助成の財源は京都府からの交付金で補っているわけではないので、本町独自の施策としての施行規則を変えて、指定地域の拡大などの検討をされる予定はないのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） （仮称）宇治田原インターチェンジへのアクセスなど、整備されていく道路沿いには、企業進出につきましても大いに期待をしているところでございます。

特に、このインター入口から役場庁舎までの宇治田原山手線沿い、これにおきまして、新名神高速道路の全線開通を見据えまして、利便性を生かした流通拠点等の形成を目指しております。現時点での助成対象業種にはこの流通系は該当しませんが、企業側は、よりよい条件のところに進出するというそういうことも念頭に置きまして、他市町村の状況も踏まえ、京都府とも協議し、慎重に検討すべきものであるというふうに考えております。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 進出企業は、流通よりもものづくりのほうがいいと。しかしながら、流通はだめだということではないというふうに思います。

今回の質問で、条例の効果については議論はある程度できたと考えます。企業の進出によって税収が増え、まちが発展するのは大変好ましいことです。周辺の自治体も同じような施策を実施するわけですけれども、行政規模が違うので、その条件を競っても仕方がないというふうに私は考えます。進出の条件として、道路インフラ等同じような条件の自治体に比べれば、比較的地価が安いとの好条件もあるのではないかと考えます。

そのような意味合いからすると、本町はある程度イニシアチブがあるというふうに思

います。交付する交付金を、例えば現状の5分の4から2分の1とかに減額してもいいのではないかと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 新名神高速道路のアクセス道路沿いでは、主に物流関係の企業進出が多く見られますが、ものづくり企業の立地も我々は望んでおります。また、近隣市町では、本町よりも好条件で助成されているところもございますので、本町におきましても、まちづくり総合計画との整合を図りながら、引き続き企業立地を促進し、地域経済の活性化と地元正規雇用の創出を図る観点からも、本条例を継続していくことも含めまして検討していくものでございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 今回、令和7年末で期限を迎えるということで、行政改革の観点から、施策の点検という意味を含めて質問させていただきました。

この継続するか云々につきましては、今後、委員会等で議論を活発に行っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて、馬場哉議員の一般質問を終わります。続きまして、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○10番（原田周一） 本定例会のこの12月議会におきまして、一般質問も私で最後となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、原田周一が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、児童虐待についてご質問します。

中でも、児童生徒に対する性暴力について、るるお聞きしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、子ども会活動を十数年、その後、地域スポーツ少年団などを含めて子どもに関わるボランティアなど、今日まで様々な活動を経験してきました。また、これまでも委員会、一般質問等を通じて、いじめに関する質問もさせていただいておりますけれども、特に、昨今では、児童生徒に対する相当数に上る性犯罪・性暴力の報道が顕在化してきており、それらの記事も目につくようになりました。様々な報告を見ても、子どもに対する性犯罪・性暴力は、その保護者を含め、被害に遭った子どもの心身に長期間にわたって有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為と言わざるを得ません。

令和3年に閣議決定された子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針において、

教育・保育施設等や子どもの活動する場、例えば放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動などで働く際に、性犯罪歴などについて証明を求める仕組みがイギリスで採用されているDBS制度（Disclosure and Barring Service（前歴開示・前歴者就業制限機構））を参考にして、日本版DBS制度の導入を進めるとされました。

また、令和4年には、児童福祉法等の一部を改正する法律では、保育士について欠格事由の期間が延長されたほか、児童生徒に性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者の再登録やデータベースの整備などについて、教育職員などと同様の規律が設けられたと明記されております。

令和3年度、教育職員の懲戒処分等の状況が公表されております。資料では、全国で懲戒処分等を受けた教育職員は4,665人で、前年の令和2年度から564人増加したとの報告もあります。交通違反や交通事故等それぞれ個々の数字も報告されておりますが、性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた教職員は215人と、令和2年度から14人増加しております。処分者が200人を超えるのは8年連続であり、この危機的状況に対し強い法的な措置が講じられるよう、法律の整備がなされたと伺っております。

子どもを安心して預け、教育を受ける場である学校においてこのような事案が発生する状況にあることは、長年子どもと関わってきた者としては、非常に憂慮すべきことと感じております。

国においては、令和3年に児童生徒などの尊厳を保持するため、教育職員などによる児童生徒性暴力などに関する施策を推進し、もって児童生徒などの権利・利益の擁護に資することを目的とした教育職員等による児童生徒性暴力などの防止に関する法律が制定され、データベース関係規定以外について、昨年の令和4年4月から施行され、1つ目には防止に関する措置、2つ目には早期発見、対処に関する措置、3つ目には教育職員免許法の特例が規定されています。

1つ目の防止に関する措置とは、事案が発生しないための措置ということであると思われませんが、最初に教育職員等に対する啓発というものが規定されております。法律では、講じる施策は、教育職員等による児童生徒性暴力などは、「全ての児童生徒などの心身の健全な発達に係る重大な問題である」という基本認識の下に行われなければならないとあります。冒頭にも述べたとおり、性暴力が児童生徒の心身の健全な発達を大きく阻害するものであるとの認識が法律でも示されております。

そこで、防止に関して、教育委員会及び学校での取組状況についてお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 京都府教育委員会から、令和5年1月に「教職員による性暴力等の根絶に向けて」が発行されており、これは、ホームページ上にも公開されております。議員からは、性暴力等に関わる懲戒処分の全国の状況が述べられましたが、京都府内では、令和3年度において3件という状況にあります。

この資料の中で、一部の教職員による不祥事が原因で、大多数の教職員が築き上げてきた京都府の教育に対する信用が著しく失墜し、本来の教育活動に専念すべき環境が大きく損なわれることはあってはならないと記されています。

記載の旨は、そのとおりに思うところもありますが、町立小中学校に通う児童生徒は、学校も教員も選択することができず、一部であってもそうした事案が発生してしまうと、子どもの心身の発達に大きな傷を負わせてしまうことになるものと考えております。

教育委員会では、この資料を学校に配布し、学校において職員研修に活用する中で、発生しない・させない学校づくりに努めているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 一部の教職員による不祥事が原因で、大多数の教職員が築き上げた信用が著しく失墜するとの答弁は、全くそのとおりであります。

また、被害に遭った児童生徒は、心身の発達に大きな傷を負わせてしまうことになるとありましたが、全く同感であります。

私は、先ほど述べたとおり、仕事の関係で赴任した福岡市在住以来四十数年にわたる子どもに関する活動の中で、いろいろな経験・体験、また親御さんからの相談といったことにも接してきました。女子児童が学校の教員からセクハラ的な扱いを受け、長年経過しても心に傷を負っているという事例も耳にしております。

先ほど、教職員に対し資料に基づき研修を実施しているとの答弁がありましたが、その資料の内容について、もう少し具体的な説明をお伺いしたいと思います。

また、先ほど述べました放課後児童職員に対する研修についても、併せてお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 先ほど答弁申し上げました冊子には、事象の根絶に向け、幾つかの視点が整理されております。

まず第一には、教職員の意識の向上が挙げられています。研修等を通じて、全教職員が共通認識を持つことです。教職員と児童生徒とのメール連絡やSNSの禁止などの項

目で取組が記載されています。

参考資料では、不祥事防止チェックリストシートがあり、児童生徒性暴力等として、授業中、休み時間にスキンシップとして児童生徒の髪の毛や体に触れる（膝に乗せる、ハグする等）ことがあるといったチェック項目があり、児童生徒への接し方についても細かくチェックできるものとなっております。

また、性暴力等の事案が発生してしまった場合の対応も記載されており、加害者とされた教職員への対応はどのようにすればよいかとの問いに対し、まずは、被害を受けた児童生徒と加害者とされた教職員が接することがないように措置を講じたうえ、学校管理職が教育委員会と連携を図り事実確認等を行っていくとあります。

この資料は、学校教職員の研修資料ではありますが、教育委員会事務局職員も内容を十分理解することが学校での発生を未然に防ぎ、発生した場合の対応を適切に行えるものであるとして活用してまいりたいと考えております。

放課後児童健全育成事業における研修の状況につきましては、放課後児童支援員の認定資格研修において、児童福祉法等に規定される児童の権利擁護について、性的虐待を含めた児童虐待行為等、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないという遵守すべき事項について受講しています。

また、現在、国では、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」において協議が進められており、今後の協議内容に注視するとともに、児童支援員等の従事者に対する必要な研修を実施してまいります。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） それでは、3回目、お伺いします。

児童生徒の髪の毛や体に触れる、膝に乗せる、ハグするという行為といった、かなり具体的なものがチェックリスト等に記載されているなどの印象で理解いたしました。

また、教育職員だけでなく、教育委員会事務局職員も同様の研修で共通認識のもと、発生に対処できる体制を構築し、認識共有ができていたとの答弁でございました。

先ほど、教育職員等による児童生徒性暴力などの防止に関する法律の施行に際して、令和4年3月、文部科学大臣決定の「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な方針」の「はじめに」には、次の文章から始まっております。

「本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどというこ

とは、断じてあってはならず、言語道断である。しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。加えて、こうした一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。」となっており、決してあってはならない事態を防止するための国の指針であり、性暴力根絶の国としての強い信念の一文であります。

犯罪者となる教育職員による加害者は、子どもたちのためにと必死に日々研鑽し、教師として導き、指導する教職員の中のほんの一握りの人たちであります。長いボランティア活動の過去の経験から、このような事象が発生した場合、同じ仲間というか、また身内をかばうというのか、道徳意識が働いて隠そうとするのか分かりませんが、親が抗議しても、まず否定することから始まるということを知った記憶もあります。特に、低学年の児童の場合、表面化しにくいケースもあるのではと思います。

そのためには、児童生徒が自ら低学年のときから、自分の体を大切にするとの意味合いから、包括的性教育を実施していくことも重要ではないかと思えます。

先ほど研修内容について、るる説明がありましたが、性犯罪加害防止の観点から見解をお聞きいたします。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博己） 性犯罪加害防止の観点ということでございますが、学校で教職員と児童生徒というのは上下関係にあつて、教職員に抵抗することはできなかつたと、被害に遭った方が語っておられた記事もあります。また、年齢によっては、性暴力が何なのかを理解できないことも考えられます。万が一、学校内で性暴力行為が行われても、子どもたちが認識できないか、教職員という上の立場の人からのことだから、被害を発信できないおそれもあります。学校内では、子どもたちは弱い立場にあることから、周りにいる教職員や保護者が異変にいかにつづいてあげるか、また、加害者となっている者の不審な行動にいかにつづき対応できるかが重要になってくると思えます。

こうしたことから、性暴力をしないという観点だけでなく、周りにいる教職員の目を育てていくことも同様に重要ではないかと思えます。

ご提案のありました包括的性教育につきましては、肉体的にも精神的にも社会的にも

全てが満たされるというウェルビーイングの視点からの取組でもあります。教育委員会といたしましても、ご提案いただきました視点も踏まえ、職員研修、また校長会を通じて教職員の資質向上、服務、性犯罪加害防止について引き続き指導を行い、子どもたちが安心して学校生活を送り、保護者が安心して子どもを学校に預けていただくことができるよう、鋭意取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） それでは、次に、保育士の先生についてお尋ねいたします。

先日、秋晴れの中、保育所の運動会が開催され、数年ぶりの来賓招待を受け、最後まで見学させていただきました。園児たちの伸び伸びとした元気いっぱいの演技は、日頃からの保育士各先生方の園児に対する愛情表現のたまものであるとの思いで見学させていただきました。

毎朝の小学生の見守り活動で、当番のお母さんと一緒に横断歩道で旗を持って恥ずかしそうにしている様子からは雲泥の差ほどの生き生きとした姿が目に見え込んできました。

一方で、全国的に不適切保育といった報道があり、昨年12月から本年2月にかけて、不適切保育に対する実態調査が行われ、こども家庭庁から公表されました。

結果は、不適切な保育が疑われるとして各自治体が保育施設に事実確認を実施した件数2,457件のうち、不適切保育の事実が確認されたのが1,361件、そのうち虐待と確認した事案132件で、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、各種認定こども園の合計のデータとして公表されております。

また、虐待と確認された中に、保育所で身体的虐待36件、心理的虐待42件、ネグレクト4件、性的虐待20件と報告されております。事案の把握では、随時の園からの報告、保護者からの報告、保護者以外の通報と続き、指導監査や巡回指導の順となっております。

冒頭の日本版DBS創設法案は、データベースの部分を含めて、効果的な施策とすべき議論が必要とのことで、新年度の通常国会以降に先送りされる予定と聞いております。

このような国の動きに対し、本町の正規職員、会計年度職員保育士を対象とした不適切な保育の防止に関し、現状はどのようになっているのか。また、どのような研修をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 保育所におきましても、職員が様々な研修を受け、全ての子どもたちの人権を最優先に考えながら、健やかな成長を支援しています。

特に、虐待・性犯罪や性暴力など不適切な行為がないように、研修内容や人権擁護のためのセルフチェックリスト等に基づき、職員一丸となって努めているところです。

一方で、保育所は、保護者の方に代わってお子さんのお世話をします。スキンシップはもちろん、着替えやおむつ替えも行います。一部の保護者が男性保育士に対する制限を望まれることもあり、細かな配慮を行いながら、日々保育業務に取り組んでいるのが現状です。

子どもの気持ちをしっかりと受け止め、寄り添い、保育士として責任と愛情を持った信頼される職員となるよう、引き続き努めてまいります。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 定員いっぱいの園児、また年齢もゼロ歳からと大変な仕事の中、細かな配慮を行いながら、日々保育事業に取り組んでいただいておりますとの答弁で、保育士の先生方には大変ご苦労様との気持ちと、責任と愛情を持って信頼される職員となるよう努めるとの言葉は、頭が下がる思いでございます。

先日、中央公園開園イベントが開催されました。中央公園は本町住民にとって安心安全のための防災公園であると同時に、子どもたちについて非常に優しい、安全性を配慮した公園になっております。

また、ふるさと納税においても、職員の皆さんの頑張りにより、全国から多くの金額が寄せられております。納税された金額の用途が子どもたちに特化した用途と表明されており、全国の方の善意が本町の子どもたちを育む一助にもなっております。

町長は、過去から、子どもたちに対する活動を実施されてきたことは承知しております。昨今、児童生徒への性加害、被害に関する報道が相次ぐ中、子どもたちに接する機会が多い学校職員を含めた職員への取組についてお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、原田議員のご質問にお答えを申し上げます。

常々、子どもは「まちの宝」とであると申し上げている私にとっては、児童生徒の健全な育成を妨げる性暴力から子どもたちを守ることは、至極当然の取組であります。

先日、文部科学大臣から、「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために」というメッセージが出され、教育職員などによる許しがたい児童生徒性暴力などが発生している状況への危機感をあらわにし、「文部科学省においても、児童生徒等を一部の悪意

ある教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、引き続き全力で対策を進めてまいります。」と締めくくられております。

このメッセージにもありますように、学校の教職員については、教育委員会と学校が連携し、京都府教育委員会の指導も受けながら、安心して学校生活を送ることができるよう取組を進め、被害に遭う児童生徒の撲滅に引き続き努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、保育所職員につきましても、子どもへの接し方、保育方法の研鑽を積み重ね、安心して保護者の皆さんがお子さんを預けていただける保育の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 午前中から各議員からの質疑で新年度予算の編成について、るる質疑がありましたが、職員の皆さんには予算編成に対し大変な時期という思いで推察しております。

ふるさと納税の使用用途に対しても、子どもに特化した取組ということも常々町長は申されております。次代を担う子どもたちが性被害に遭わないためにも、また、そのような事象に対しきっぱりと声が出せるような取組に対しても、しっかりと予算化されていくようなことで、今回の編成作業に当たっていただきたいということを強く熱望して、私の今議会での一般質問を終わりたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第72号及び議案第73号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第2及び日程第3、議案第72号及び議案第73号の2議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第2から日程第3、議案第72号及び議案第73号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案第72号、「令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税非課

税世帯等に対して緊急支援給付金を追加支給するための費用及び小中学校の3学期分の給食費の保護者負担を軽減するための費用を補正するものであり、補正額は7,141万7,000円の追加となり、補正後の予算総額を54億294万5,000円とするものでございます。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,101万3,000円を追加しております。

府支出金では、子どもの給食臨時支援事業費補助金40万4,000円を追加しております。次に歳出につきましてご説明申し上げます。

民生費では、住民税非課税世帯等への価格高騰緊急追加支援給付金事業費6,291万7,000円を追加しております。

教育費では、小中学校給食費支援事業費850万円を追加しております。

続きまして、議案第73号「宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、令和6年3月1日から可能となる戸籍証明書の広域交付等の事務手数料を定めるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで、各議案に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は総務建設常任委員会に、議案第72号は予算特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、ただいま申しましたとおり、議案第73号は総務建設常任委員会に、議案第72号は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、12月18日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午後2時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 原 田 周 一